

岩手県告示第608号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和7年10月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 宮古市和井内第1地割8の49（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び宮古市役所に備えておいて縦覧に供する。